

地球温暖化・災害に強い県づくり対策
特別委員会

会議記録（第5号）

令和6年10月 1日

福島県議会

1 日時

令和6年10月 1日 (火曜)

午前 9時59分 開会

午前 11時11分 閉会

2 場所

第一特別委員会室

3 会議に付した事件

- (1) 地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）について
- (2) 災害に強い県づくりについて
- (3) 上記(1)及び(2)に関連する事項

4 出席委員

委員長	佐藤政隆	副委員長	椎根健雄
副委員長	鈴木優樹	委員	渡辺義信
委員	今井久敏	委員	古市三久
委員	佐藤義憲	委員	大橋沙織
委員	山口洋太	委員	山田真太郎
委員	猪俣明伸	委員	石井信夫
委員	金澤拓哉		

5 事務局職員

政務調査課	主任主査	深谷喜久枝
政務調査課	主査	大竹康太朗

6 説明のため出席した者

危機管理部

危機管理部長	鈴木竜次
危機管理部政策監	伊藤繁

危機管理課長	馬 場 弘 至
消防保安課長	椎 名 勉
災害対策課長	佐久間 止 揚
原子力安全対策課長	三 浦 俊 二

保健福祉部

保健福祉部長	三 浦 爾
保健福祉部政策監	根 本 和 代
保健福祉部次長（生活福祉担当）	大 江 賢 一
保健福祉部次長（健康衛生担当）	玉 川 啓
保健福祉総務課長	渡 辺 春 吉
社会福祉課長	長 尾 憲 宏
高齢福祉課長	舟 山 真 吾
障がい福祉課長	大 島 康 範
地域医療課長	中 原 智 弘
薬務課長	風 間 秀 元

農林水産部

農林水産部次長（森林林業担当）	平 野 尚 已
農地管理課長	馬 場 岳 志
森林保全課長	石 井 清 隆

土木部

土木部長	矢 澤 敏 幸
土木部技監	山 田 肇
土木部政策監	高 橋 和 司
土木部次長（企画技術担当）	芳 賀 英 幸
土木部次長（道路担当）	鈴 木 由起彥
土木部次長（河川港湾担当）	中 川 善 則
土木部次長（建築担当）	渡 邊 佳 文

土木部参事（社会基盤強靭化・復興担当）	高 萩 俊
土木企画課長	中 村 一 彦
道路計画課長	阿 部 弘 明
高速道路室長	秋 山 嘉 文
道路管理課長	馬 場 靖
河川整備課長	遠 藤 恒 司
砂防課長	伏 見 聰
港湾課長	木 下 秀 幸
建築指導課長	村 上 金 彦

7 議事の経過概要

(午前 9時59分 開会)

佐藤政隆委員長

出席委員が定足数に達しているので、ただいまから地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会を開会する。

初めに、去る9月10日付けで金澤拓哉議員が本委員会の委員に選任されたので挨拶願う。

金澤拓哉委員

東白川郡選出の金澤拓哉である。よろしく願う。

佐藤政隆委員長

次に、委員席の変更については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の選任について諮る。

会議録署名委員は、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、石井信夫委員、古市三久委員を指名する。

次に、本日の会議運営について諮る。

本日は、まず初めに、本委員会における調査事項に係る主要事業内容の変更について協議した後、調査計画に基づき、付議事件2「災害に強い県づくりについて」の調査事項（1）「防災・減災について」に関するこれまでの取組状況及び主要事業等について執行部の説明を求め、これらに対する質疑を行いたい。

次に、次回及び第7回委員会の開催について諮り、最後に継続調査の申出について諮るという順序で進めたいと思うが、どうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのように進める。

なお、本日の会議には、あらかじめ危機管理部長、保健福祉部長、土木部長及び関係部局の職員の出席を求めており、了承願う。

それでは、本日の議事に入る。

初めに、調査内容の変更について諮る。

執行部より調査内容の変更の申出があった。

詳しくは書記に説明させる。

事務局書記

（別紙 資料1「調査事項に係る主要事業一覧表」により説明）

佐藤政隆委員長

ただいまの説明に対して意見、質問はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤政隆委員長

なければ、異議ないと認め、そのように決定する。

次に、付議事件2「災害に強い県づくりについて」の調査事項（1）「防災・減災について」に関するこれまでの取組状況及び主要事業等について、執行部より説明を求める。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

（別紙「各部長説明要旨」により説明）

佐藤政隆委員長

続いて、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

(別紙「各部長説明要旨」により説明)

佐藤政隆委員長

続いて、土木部長の説明を求める。

土木部長

(別紙「各部長説明要旨」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で説明が終わったので、質疑に入る。

なお、質疑については、本日説明のあった事項及び説明資料に記載のある事項の範囲内で願う。

質問はあるか。

佐藤義憲委員

危機管理部の各事業の指標を見ると、県民の意識調査を基にした指標が多いが、意識調査の回答率と最低サンプル数の設定方法を聞く。

危機管理課長

県民の意識調査の指標は県政世論調査を基にしている。手元に正確な数値はないが、例年 2,000 名程度に送付し、1,100～1,200 名程度から回答を得ている。

古市三久委員

原子力防災体制の整備は何を想定して行うのか。

原子力安全対策課長

本県においては福島第一原発、第二原発いずれも廃炉が決定しており、今後も原子炉は運転されないため、放射性物質が環境中に拡散するリスクは大きく減少しているが、両原発とも使用済み燃料が保管されているほか、第一原発については冷温停止状態にあるものの、1～3号機の原子炉内には燃料デブリが存在している。使用済み燃料や燃料デブリには核燃料物質が含まれており、その取扱いについては原子力安全上のリスクが伴うことから、県としては、不測の事態、万が一の事態に備え、原子力防災体制を構築している。引き続き、県民の安全を確保するため、国、市町村、防災関係機関と連携し、原子力防災体制の整備にしっかり

りと取り組んでいく。

古市三久委員

一般論としてはそのような話だと思うが、デブリの取り出しについては再臨界の問題が指摘されている。これについて県はどのような認識なのか、また、どのように対応するのか聞く。

原子力安全対策課長

燃料デブリについては、現在は安定した状態が保たれているものの、これまでデブリの物性や性状が分かっていない。このため、現在行われている燃料デブリの試験的取り出しによってデブリの物性や性状を調査し、今後の本格的取り出しに伴う臨界の可能性などを推定するとされている。今回の試験的取り出しに係る臨界対策としては、デブリの形状を変化させることなく、かつ取り出す量を3グラム以下と少量とすることで未臨界を維持するとともに、格納容器内の温度、圧力、希ガス濃度を監視し、再臨界の兆候がないことを確認しながら作業が進められる。また、万が一、再臨界の兆候が見られた際は、中性子を吸収するホウ酸水を注入して再臨界を抑制することとされている。県としては、不測の事態、万が一の事態に備え、国、市町村、防災関係機関と連携し、原子力防災体制の整備にしっかりと取り組んでいく。

古市三久委員

そのとおりではあるが、これまでの東京電力の対応には非常に問題があり、課長が述べたとおりになるかどうかは極めて不透明である。具体的な進め方などについて県民に説明するよう国や東京電力に求め、その上で、不測の事態が発生した際にどのように対応していくのかを明確かつ具体的に取り決めていく必要があると思うが、その辺りについての考えを聞く。

原子力安全対策課長

福島第一原発の廃炉については、まず安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提となるが、昨年10月以降、作業員の身体汚染や所内電源の一部停止など様々なトラブルが発生している。県としては、トラブルの発生の都度、東京電力に対して原因の究明と再発防止の徹底を申し入れているほか、国に対しても東京電力への指導監督の徹底を強く求めているところである。福島第一原発では、今後も1、2号機からの使用済み燃料の取り出しや燃料デブリの取り出しなどリ

スクの高い作業が続くため、引き続き国と東京電力に対し、安全を最優先に作業を行うよう求めるとともに、廃炉安全監視協議会等を通じて国と東京電力の取組を厳しく監視していく。

古市三久委員

これ以上は言わないうが、「想定外だった」とのことがないよう、しっかりと対応願う。

次に、防災・減災に向けた河川の対策について土木部に聞く。夏井川をはじめ、河川整備が進んだことについては関係者の努力に敬意を表したいが、一方で危険箇所も発生している。例えば、好間川では河川改修により堤防が高くなつたため通行に危険が生じており、地元からもガードレール等の設置の要望があるが、なかなか進んでいない。住民が安全に通行できるような体制も防災・減災の一つであり、早急に検討すべきと思うが、どうか。

河川整備課長

ただいま委員から好間川の例示があったが、県内全域でかなりの延長で堤防舗装を行っており、堤防の上を市町村道が兼用しているところもある。堤防上の安全については、関係市町村と協議しながら、委員指摘のとおり住民が安全で安心に活用できるよう検討していきたい。

古市三久委員

1年以上が経過しており、検討期間が長いのではないか。最後は市町村と県の費用負担の問題となると思うが、市町村道と言っても市町村には予算が乏しい。したがって、その辺りについては県が柔軟に判断し、なるべく早い時期にガードレールを設置してほしい。検討、協議を急ぐよう要望する。

今井久敏委員

先ほど古市委員からも原子力災害について話があったが、我が党も先月 40～50人の地方議員を集めて、東京電力の責任者や副代表などを呼んで説明会を開催してもらった。話を聞くと、「我々自身がチェックすることをおろそかにしていた」との言葉で必ず締めくくっており、いつも同じ状況である。県としても東京電力に対し、数十もの下請が関わる組織全体としての責任を明確にすること、また、単純なミスが繰り返されていることについてしっかりと指導するよう要望する。

次に、危機管理部長の説明において、市町村における避難行動要支援者の個別

避難計画作成支援の話があったが、現時点では計画作成済みの市町村数を聞く。

次に、保健福祉部長から説明のあった災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）について、本県の現状を聞く。

次に、土木部に聞く。先ほど好間川の話も出たが、私の家の近くには逢瀬川があり、災害で大変な惨状となった。その後は堤防も補強され地元住民も喜んでいるが、土砂が堆積し、草も高く繁茂している。この辺りのメンテナンスには取り組まないのか。

災害対策課長

個別避難計画は要支援者を対象に作成することとなっている。現在、各市町村において1名の個別避難計画が作成されているが、他にも数多くの要支援者がいるため、計画作成の支援に取り組んでいるところである。

地域医療課長

D M A Tについては、現在、県内に50チーム、延べ261人配置しており、去る能登半島地震に際しても、約2か月間にわたり74名を派遣し、現地の支援に当たったところである。

社会福祉課長

D W A Tについては、現在、75法人から186名登録されている。チーム員は介護福祉士等が中心であり、チーム員としての役割や知識等を習得してもらった上で、実践的な研修等を行いながら、災害発生に備えているところである。

河川整備課長

河川については、洪水時にしっかりと洪水を流せる機能を維持することが大切であり、今後とも、河道の流下能力を確保するため、現地の状況や地元の要望等を踏まえながら、日常的なパトロールや増水後の点検により河川の状況を都度、的確に把握し、河川の状況に応じて適宜、河川掘削等を行っていきたい。

今井久敏委員

適宜という話がなかなか曲者であり、定期的なメンテナンスが必要だと思うので、よろしく願う。

個別避難計画については、作成済みの市町村数を単純に聞いたつもりだが、再度答弁願う。

災害対策課長

現在、59 市町村で作成済みであるが、全ての要支援者を対象にした計画が作成されている状況ではない。

今井久敏委員

県内の全市町村が作成済みということか。私も調べているが、実態としてはまだまだ不備がある状況だと思う。現状について再度答弁願う。

災害対策課長

現在、4 町村については全ての対象者の計画が作成済みであり、残り 55 市町村については一部の対象者のみの計画が作成されている状況である。

佐藤義憲委員

地区防災計画の作成支援について、現状を聞く。

災害対策課長

地区防災計画については、現在ほとんどの地区で作成されていない状況である。そのような状況を踏まえ、現在、当課の職員が各市町村に出向き、自主防災組織の組織率の底上げに加え、各地区においてどのような防災対策が必要なのかを調査するなど、地区防災計画の作成支援に取り組んでいる。

佐藤義憲委員

例えば奥会津においては、高齢化率が 50～60% と高く、自主防災組織を作ることすら難しい地区もあり、地区防災計画を作成しても計画どおりに取り組めるのかとの疑問もある。そのような地区に対してはどのような支援を行うのか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、奥会津においては、少子高齢化の影響で人口が少なく、自主防災組織の設立に至っていない地区がある。それらの地区にも当課の職員が出ていて状況を確認しているが、地区内には町会などのつながりがあり、どのような住民がいるか、どこに水利があるかなどの知識、経験が備わっている。その辺りを踏まえながら、地区防災計画まではいかないが、地区の状況に応じた防災力が確保できるよう取り組んでいるところである。

佐藤義憲委員

説明資料 6 ページに自主防災組織強化事業とあるが、自主防災組織を作ることが難しい地区についても、例えば、高齢者でも取り扱うことが可能な消火機器な

どを配備し、初期消火に当たってもらうことは可能だと思う。自主防災組織の有無に関わらず、そのような機材整備への補助は可能なのか。

災害対策課長

市町村との協議にもよるが、町会までいかないような小規模の組織についても自主防災組織として捉え、地区内でどのような住民が資機材を使用するのか等を検討した上で申請してもらえれば、補助は可能である。

佐藤義憲委員

そのような地区についても取りこぼすことのないよう、手厚い支援など総合的な対策を行うよう要望する。

山口洋太委員

能登半島地震や昨年のいわき市内郷地区での水害の際に私も災害ボランティアに参加したが、やはり大きな災害が起きた際には災害ボランティアが必要である。いわき市では市がボランティアセンターを立ち上げ、能登半島地震では県から社会福祉協議会に委託してボランティアセンターを立ち上げていたが、大規模災害が起きた際、県としてボランティアセンターを立ち上げるのか、社会福祉協議会に委託するのか、市町村を支援するのかなど、ボランティアセンターの設置運営の在り方について聞く。

次に、能登半島地震の際には日本医師会災害医療チーム（JMAT）としても参加したが、JMATにおいては、2次避難先の金沢市内の避難所を回り、医療が必要な住民を市内の病院につなぐ役割があり、そのような役割はJMAT以外にも市内の保健師が中心となって担っていた。現場で話を聞くと、保健師の数が非常に少なく困っているとのことだったが、本県では災害時の保健師の数は足りているのか、また、足りていない場合はどのように確保するのか聞く。

次に、能登半島地震の際には、珠洲市において救援物資が届くまで少なくとも1週間以上かかり、その間は被災者同士で何とか助け合っていたが、話を聞くと、その間は地獄だったとのことである。いち早く物資を届けるためには自衛隊派遣が一つの手段だと思うが、本県における自衛隊派遣の基準について、3要件はもちろん把握しているが、詳細を聞く。

社会福祉課長

災害時のボランティアについては、県と県社会福祉協議会の間での協定に基づ

き設置する県災害ボランティアセンターにおいて、被災市町村が設置する災害ボランティアセンターへの運営支援を行っている。

保健福祉部次長（健康衛生担当）

被災地における保健師の活動については当部の健康づくり推進課が所管しているため私から答弁する。被災した場合には、基本的には県内の各市町村から応援をもらい支援活動を行うことになり、県では取りまとめ役の統括保健師の下、支援調整を行う。一方、能登半島地震のような大規模災害時においては、県だけでは対応が困難であるため、厚生労働省の保健指導室と連携し、全国の統括保健師のネットワークを使って被災地に保健師を派遣することとなる。能登半島地震においても、本県から相当数の保健師チームを派遣して現地の支援に当たっており、県内で大規模災害が発生した際にもそのような方法で対応していきたい。

災害対策課長

自衛隊派遣の方法については県地域防災計画に記載のとおりであるが、実際には災害は多様に展開していくため、当課の自衛隊OB職員を通じて常に自衛隊との連絡を図っている。また、大規模災害時には自衛隊から災害対策本部に職員が派遣され、隨時、我々が得ている情報も共有している。災害状況を確認しながら、適時、自衛隊が派遣できるような体制を取っているところである。

山口洋太委員

状況に応じて考えるものと理解した。

石井信夫委員

私も消防団に所属していた経験があるため、消防力の強化について何点か聞く。消防団員の確保に向け、若者の入団を促進するための広報活動を強化することで様々な事業を行っているようだが、説明資料3ページ、消防団組織活性化支援企業募集事業について、「ふくしま消防団サポート企業」は具体的に何を割引しているのか、また、利用状況など詳細を聞く。

次に、同ページのふくしま消防団出前講座事業の効果について聞く。

次に、説明資料4ページ、若者の入団促進に向けた広報活動強化事業について、市部における40歳以下の若者の入団を促進するため、未加入の若者が持つ消防団の意識等を調査分析し、その結果に応じた広報活動を展開するとの記載があるが、調査分析の結果があれば説明願う。

消防保安課長

消防団組織活性化支援企業募集事業においては、消防団等に対して価格の割引や商品の無料提供などを行う飲食店、商店等を「ふくしま消防団サポート企業」として登録してPRし、消防団に入団するメリット等を紹介している。正確な数値は現在手元にないが、200程度の店舗等が登録されている。

次に、出前講座についてであるが、私も先日、福島北高校において生徒の受講状況を見たところ、驚くことに半数近くの生徒が消防団を知らなかった。講座の中では飯坂大火についての話などもあり、地元で活躍する消防団を身近に感じてもらえる機会になったと考えている。

次に、若者に対する広報戦略については、意識調査を現在行っており集計はこれからであるが、これまでの取組に加え、SNSなどを活用した広報戦略について検討しているところであり、様々な方法で消防団への入団促進を進めていきたい。

石井信夫委員

消防団員は地元の消火栓、防火用水路、一人暮らし世帯の場所などに詳しく、実際の災害時に活躍できる。地域を守るためにも、消防団員の確保に向けた広報活動にしっかりと取り組んでほしい。

大橋沙織委員

危機管理部長から説明のあった住家被害認定調査について聞く。住家被害認定調査は非常に大事であり、被災者の生活再建に向けての第一歩だと思うが、被害の判定までに非常に時間がかかるケースがこれまで何度もあったと思う。体制強化を行うとのことだが、具体的にどのようなことを行うのか。

災害対策課長

昨年10月に県と県内市町村が締結した災害時相互応援協定に基づき、県内外の被災地に赴き、それぞれの要請に応じて対応しているところである。住家被害認定調査については、これまで手書きで調査を行っていたが、民間で開発した被災者生活再建支援システムを本年8月に導入したことにより、市町村がシステムを導入することで調査だけでなく調査後の罹災証明の発行まで自動化が可能となり、かなりの事務量が軽減される状況となっている。ただ、そうは言っても件数が非常に多いため、それなりの人手は必要となる。

大橋沙織委員

効率化に向けては機械の力を大いに活用すべきと思う反面、被害を細かく人の目で見ることも大事だと思う。迅速化に取り組んでいるものと理解した。

職員体制で考えると、やはり市町村の体制は弱く、対応が困難であるとの話も聞いている。被災者がなるべく早く生活再建できるような対応が引き続き必要と思うが、その辺りについて考え方聞く。

災害対策課長

住家被害認定調査においてはかなりの技術力や判断力が求められるため、システムの操作方法や被害認定の方法等についての研修を平時から開催し、知識を蓄えることができるよう取り組んでいる。

大橋沙織委員

引き続きよろしく願う。

次に、河川改修の関係で聞く。現在、阿武隈川上流遊水地群の整備が進められているが、下流側に住んでいる住民から話を聞くと、上流で遊水地を整備することにより下流の水量が増え、下流側の被害が大きくなってしまうのではないかとの不安の声がある。その辺りについての見解や下流側での住民説明会の開催予定について聞く。

土木企画課長

阿武隈川上流遊水地群の計画の概要について説明する。阿武隈川上流遊水地群は、玉川村、鏡石町、矢吹町の3町村にまたがるエリアに350haで整備を進めている洪水調節施設である。洪水調節施設については、洪水を一時的にため込み、ピークの洪水をカットするという効果があり、下流に対して影響が大きくなるとの委員指摘があったが、正しくは、下流の水位の上昇を抑えるということで下流に効果のある事業である。上流で下流のための洪水調節施設が造られているということを流域全体の住民に知ってもらうための取組が必要であるため、現在、下流側の市町村議会を現地に招き、事業の概要を説明しているところである。

大橋沙織委員

議会にとどめないことも必要だと思うため、意見として述べる。

次に、災害時の福祉避難所の運営について聞く。先日、ある団体から要望を受けたところ、福祉避難所の指定は様々なされているものの、実際に避難するとな

るとなかなか機能が整っていないとの話だった。車椅子対応のベッドや簡易型トイレがそれぞれの福祉避難所に備わっているのかが懸念されるため対応してほしいとの要望を受けたが、福祉避難所の防災備蓄や事前の避難訓練なども必要かと思う。その辺りについて現状を聞く。

保健福祉総務課長

県内の福祉避難所については、58市町村 460施設が指定されており、指定する際の準備物等に関する福祉避難所指定・運営ガイドラインを作成し、適切な運営を市町村に働きかけている。指定の種別としては高齢者施設や障害者施設などが多いため、必要な物資等について平時から確保してもらえるよう、引き続き市町村と連携しながら働きかけていきたい。

大橋沙織委員

次に、これも要望を受けた関係だが、災害時の透析患者の受入体制をもっと整備してほしいとの要望があった。本県はこれまで何度も災害に見舞われてきたが、透析患者への対応方法が蓄積されていないのではないかと当事者は思っているとの話だった。他県では透析患者への対応がマニュアル化されている事例もあり、本県においてもこれまでの経験を生かしてマニュアルを作つてほしいとのことだったが、取組状況や考えを聞く。

地域医療課長

災害時の透析医療の確保や周知についての質問かと思う。東日本大震災を経験した本県としては、透析患者を水や電気が十分確保できる医療機関にいかに運び、しっかりと透析医療を受けてもらえるかが重要と考えている。透析を専門とする医師の集合体である（公社）日本透析医会においては、災害時の透析医療の対応可否をホームページ上で共有するネットワークを構築しており、本県においても災害時にはDMA Tのコーディネーターを中心とし、実際に透析を必要とする患者が生じた場合にどこで透析医療を受けてもらうかについて、（公社）日本透析医会と連携しながら案内している。この取組については、福島県腎臓病協議会など透析患者の団体には要望等の機会を通じて逐次伝えているが、なお周知広報に努める。

山口洋太委員

先ほど今井委員から東京電力のチェック体制の甘さについて指摘があったが、

その関連で聞く。浜通りに住んでいる私としては、再度大地震が起きた際に福島第一原子力発電所が耐えられるかどうかが不安である。数年前にペデスタルの損傷が確認され、東京電力からは、ペデスタルの損傷により格納容器が倒れて建屋にぶつかったとしても建屋の倒壊はない、また、使用済み核燃料が損傷してプールの水位が低下したとしても環境に危険が及ぶほどではないとの報告があったが、県としてはこの報告をどのように受け止めているのか。

原子力安全対策課長

1号機のペデスタルの損傷により圧力容器が傾くのではないかとの件についての質問だと思うが、委員指摘のとおり、東京電力においては、ペデスタルの底部に金属の鉄板があるため、圧力容器はその辺りまでしか沈下はしないとの評価をしている。また、国の原子力規制委員会においては、圧力容器が格納容器ごと倒れた場合であっても原子炉建屋の健全性は保たれるとの内容で確認しているため、県としても原子力規制委員会の確認内容を引き続き確認していきたい。

山口洋太委員

そう聞いて一安心だが、今後も経年劣化や一部の基盤の腐食が進んでいくと思われるため、定期的なチェックについて東京電力に指導願う。

金澤拓哉委員

消防団について聞く。私も半年前までは現役の消防団員であり、32歳で地元に戻ってから仕方なく入団したが、地域の防災に消防団がいかに必要かが分かり、そこから懸命に取り組んできた。時代の変化により様々に工夫して組織を維持していくかなければならないと思っている。例えば、交代勤務や遠方に通っている者など、災害時に必ずしも地元にいるとは限らない団員も含めて組織を維持していくためには、効率化できるところは効率化していく必要があると考える。初動対応は地域によってばらばらであり、私の地元の棚倉町では、防災無線が鳴ってから団員同士でLINEで位置情報を共有して駆けつけているが、この辺りも例えば地図アプリ等で位置情報を流せば1回で済むと思う。また、水利についても地元の住民が1番知っているということが大事ではあるが、その辺りも位置情報を上手に活用すれば対応できると思う。ただ、その辺りの対応は市町村によって全く異なる気がするため、県全体としての消防におけるDXの活用について現状を聞く。

また、年代により意識の差異もあり、幹部団員が若い団員との関わりに苦労していることもあると思うが、若い団員との関わり方について、県として幹部団員に対してどのようなメッセージを発信しているのか聞く。

消防保安課長

D Xの活用については県全体では進んでいないが、ある町においては、スマートフォンに参集情報を一括で送信して参集をかけているとの話も聞いている。一方で防災無線等により参集をかけているケースも多々あると認識しており、その辺りについて調査の上、県として支援ができないか検討していきたい。

次に、世代間のギャップについては、高齢の団員と若手の団員とでは、訓練や日々の活動等に対する考え方方が大きく異なり、若手の入団が進まない一因となっていると考えている。消防学校等においても幹部研修等でそのような話をしているが、若い世代に対しても現在見直されている様々なことについても説明しながら、引き続き世代間のギャップの解消に努め、団員の確保に取り組んでいきたい。

佐藤政隆委員長

土木部長説明において、大規模な地震発生時における地域の防災力を高めるため、倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物に対し耐震化に要する経費を補助するとの説明があったが、対象となる建築物についてどのように把握しているのか聞く。

建築指導課長

委員長指摘の件については、説明資料 21 ページの建築物耐震化促進事業として実施している。耐震改修促進法に基づく福島県耐震改修促進計画において、安全を確保する必要のある緊急輸送路を避難路として指定し、その周囲に立つ建築物のうち、倒壊すると緊急輸送路を閉塞するおそれのある建築物を指定して公表しており、対象建築物の所有者に対し、市町村と連携して耐震化を呼びかけている。

佐藤政隆委員長

詳しくは聞かないが、災害時に道路が閉塞されると、幾ら避難計画を作っていても非常用物資が行き届かないなどの状況となってしまうため、しっかりと進めほしい。

ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

ほかになければ、質疑を終了する。

次に、次回委員会の開催について諮る。

次回委員会は、調査計画に基づき、県内外調査を行う予定である。

前回の委員会で私に一任されたが、資料3、資料4のとおり視察先に変更があったので、書記に説明させる。

事務局書記

(別紙 資料3 「県内外調査日程表 変更案」及び資料4 「県内外調査 調査先」により説明)

佐藤政隆委員長

ただいまの説明に対し、意見、質問はあるか。

山口洋太委員

東京都における藻類バイオマスの取組について調査不可となったことは非常に残念である。次回の調査先として再度検討してほしい。

佐藤政隆委員長

今回は視察先の事情により調査不可となったが、今後何らかの形で山口委員の要望に応えられるよう検討したい。

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、異議ないと認め、そのように決定する。

次に、第7回委員会の開催について諮る。

資料5、資料6を御覧願う。

第7回委員会は、調査計画に基づき、12月定例会の日程で開催したいと思う。

協議の内容としては、中間意見の内容協議をしてもらう。

詳しくは書記に説明させる。

事務局書記

(別紙 資料5 「第7回委員会の開催について（案）」及び資料6 「第7回特別委員会の進め方について」により説明)

佐藤政隆委員長

ただいまの説明に対し、質問等はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、提出期限までに会派からの意見をもらい、正副委員長の元で整理をした上で中間意見を取りまとめることとしたいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、継続調査について諮る。

本委員会の調査は、今後とも相当の期間を要するため、会議規則第75条の規定に基づき、継続調査申出書を提出したいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、この場合、委員長の中間報告を求められるが、その案文については正副委員長に一任願いたいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのように取り運ぶ。

以上で、本日の地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会を閉会する。

(午前 11時11分 閉会)